

(別紙)

1. 件名

原子力科学研究所の非管理区域における核燃料物質による汚染

2. 発生日時

平成19年6月26日 13時05分頃

(モックアップ試験室建家東側共同溝内部の汚染の確認日時)

3. 発生場所

日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所

モックアップ試験室建家周辺及び開発試験室建家周辺

(図1参照)

4. 原子力施設の名称

モックアップ試験室建家

開発試験室建家

5. 発生の状況

5.1 原子力施設の概要

(1) モックアップ試験室建家

モックアップ試験室建家は、使用済燃料の再処理技術の確立に必要な溶媒抽出法の試験を実規模の装置(モックアップ装置)で行うことを目的として、昭和34年に建設された施設である。建家内に溶解及び抽出装置を据付け、昭和36年3月から試験を開始している。試験は、硝酸ウラニル溶液を用い、溶媒抽出工程の工学的研究を行っている。昭和39年度には、モックアップ試験室建家での研究成果に基づき設計及び建設された再処理特別研究棟が完成したことに伴い、試験を終了している。

昭和39年から昭和44年には、ウラン濃縮装置を設置し、ウランの化学的同位体分離に関する研究を行った。

その後、昭和44年から平成15年まで、原子力及び放射線利用に係る教育研修を目的とした原子炉物理実験及び放射線測定実験を行うための施設として利用された。

今後、倉庫として使用するために、平成17年12月から除染作業を行っていた。

(2) 開発試験室建家

開発試験室建家は、重水減速均質炉の臨界実験を目的とした水均質臨界実験装置（A H C F）及び半均質炉の臨界実験を目的とした半均質臨界実験装置（S H E）を設置するために昭和32年度に竣工した。A H C Fは、昭和42年3月に運転を終了し、解体された。その後、当該実験室に同位体分離研究施設を設置し、昭和62年度から平成10年度まで原子法レーザーウラン濃縮技術開発に関する実験を行っている。

S H Eは、昭和36年1月の初臨界後、半均質炉及び高温ガス炉に係る炉物理実験を行い、昭和57年10月に運転を終了している。その後、炉心部の改造を行い、昭和59年10月に高温ガス炉臨界実験装置（V H T R C）と改称された。V H T R Cは、昭和60年5月の初臨界後、主に高温工学試験研究炉（H T T R）に係る原子炉物理実験を行い、平成11年9月に運転を終了している。その後、平成12年3月に解体届を提出した。現在は廃止措置中である。

5.2 状況

（モックアップ試験室建家周辺の汚染）

- (1) 平成19年6月25日15時頃、日本原子力研究開発機構東海研究開発センター原子力科学研究所放射線管理部に、ピット内の汚染除去作業において汚染が放置されていること等の告発書が届いた。
- (2) 同日17時頃、放射線管理部長は、告発の内容が除染作業に関するものであることから、そのような業務を所管するバックエンド技術部長に本告発を照会した。
- (3) バックエンド技術部長は、バックエンド技術部で最近行った該当するピット内の除染作業は「モックアップ試験室建家の除染作業」しかないので、告発で指摘された作業は当該作業であると判断し、本作業を実施したことを廃止措置課長に確認した。
- (4) バックエンド技術部長は、廃止措置課長を伴い、バックエンド技術部に関係する作業についての告発があったことを、原子力科学研究所長（以下「所長」という。）に報告した。
- (5) 所長は、放射線管理部長、当該施設の放射線管理を担当する放射線管理第1課長、保安管理部長及び関係者を招集して、告発で指摘されている除染作業の事実関係について調査するよう指示した。
- (6) 6月26日9時頃、バックエンド技術部長等は、所長に以下の調査結果を報告した。
 - ・モックアップ試験室建家では、過去に放射性物質の漏えいがあったこ

と及び管理区域解除に当たって床面にコンクリートを敷き汚染の広がりを防いでいたことが記録されている。

- ・バックエンド技術部では、モックアップ試験室建家を倉庫として使用できるようにするため、平成17年12月から平成18年11月まで、3回にわたって除染作業を行った。(図2参照)
 - ・平成18年6月の第2回目の除染作業において、廃止措置課長は、非管理区域である引込溝内部に汚染があることを確認したが、表面汚染は建家接続部から蒸気配管用の共同溝に向かって徐々に低下していたこと、共同溝は引込溝よりも一段高い位置にあることから、共同溝には汚染がないものと判断し、共同溝の汚染検査を実施しなかった。
 - ・廃止措置課長は、第3回目として行った引込溝内部の除染作業において汚染が飛散するおそれのあったことから、当該区域を一時的に管理区域に設定するため、少量核燃料物質使用施設等保安規則(以下「保安規則」という。)に基づき、手続きを行った。
 - ・廃止措置課長は、引込溝内部の汚染を除去するため、平成18年10月から第3回目の除染作業を行った。
 - ・廃止措置課長は、引込溝内部の汚染が完全には除去されなかったことから、汚染が拡大しないように汚染部表面をコンクリートにより固定化するとともに、コンクリート製の堰を設けて汚染の拡大防止を図り、汚染部を封じ込めた。
 - ・放射線管理第1課長は、封じ込めた箇所の表面密度及び線量当量率が、保安規則に定める管理区域解除の要件を満たしていることを確認した。
 - ・バックエンド技術部長は、管理区域を解除し、封じ込めた箇所については、平成19年度に除染をすることとした。
- (7) 所長は、これらの報告を受け、平成19年6月26日10時頃、より広い範囲の汚染状況の確認が必要であると判断し、放射線管理部に汚染の有無を調査するよう指示した。
- (8) 調査の結果、非管理区域であるモックアップ試験室建家東側共同溝内部に汚染が認められた。
- (9) 同日13時05分、放射線管理部長は、共同溝内部の汚染の状況を所長に報告した。
- (10) 所長は、法令報告事象(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3)に該当すると判断し、直ちに現地対策本部の設置を指示した。
- (11) 共同溝内部の一部に6～13Bq/cm²(GMサーベイメータによるβγ測

定値)の汚染が認められたこと、汚染の範囲は、図3に示すとおり、共同溝内部の段差、スロープ及び堰に囲まれた部分に限られていることが確認された。さらに、ゲルマニウム半導体検出器での核種分析により汚染核種が天然ウランであることを確認した。

- (12) このため、引込溝に通じている計算機室並びに引込溝及び汚染の確認された共同溝内部を一時的に管理区域に設定するとともに、立入を禁止するため、柵及び縄張りを施した。さらに、引込溝及び共同溝内部への雨水の流れ込みを防止するために、共同溝のマンホール及び地表面に露出している共同溝天蓋をシートで覆った。

(開発試験室建家周辺の汚染)

- (13) 臨界技術第2課長は、モックアップ試験室建家周辺に発見された汚染が法令報告事象として取り扱われたことから、過去の記録にある開発試験室建家周辺の汚染についても法令報告事象に当たる可能性があるとの認識を持ち、平成19年6月28日22時頃、以下のことを安全試験施設管理部長に報告した。

- ・平成13年10月に当時のVHTRCの施設管理者が、VHTRCの廃止措置の検討において、すでに撤去されたAHCfの残存汚染状況を調査し、開発試験室建家周辺の排水柵に汚染のあることを確認した記録がある。

- ・この事象は法令報告として報告されていない。

- (14) 安全試験施設管理部長は、直ちに上記のことを所長に報告した。
- (15) 所長は、現在の汚染状況を翌朝に調査するよう、安全試験施設管理部長に指示した。
- (16) 安全試験施設管理部長は、臨界技術第2課長から、平成13年10月の調査の契機が昭和63年2月の汚染記録であることを聞き、所長に報告した。
- (17) 安全試験施設管理部長は、6月29日8時40分に調査を開始した。同日13時29分、放射線管理部は、図4に示すNo.1、No.2及びNo.3の排水柵及び排水管に最大5Bq/cm²(GMサーベイメータでの測定値を基にしたα核種としての推定値)の汚染を発見し、ゲルマニウム半導体検出器での核種分析の結果、その汚染がトリウム及びその壊変系列核種によるものであることを確認した。安全試験施設管理部長は、その確認結果について、所長に報告した。
- (18) 所長は、法令報告事象(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3)に該当すると判断し、直ちに現地対策本部の設

置を指示するとともに、その他の排水枡についても汚染調査をするよう指示した。

- (19) 調査の結果、図4に示すNo.4の排水枡においても汚染が確認された。
- (20) 安全試験施設管理部長は、汚染が確認された排水枡及び排水管内部を一時的に管理区域に設定した。さらに、排水枡及び排水管への雨水の流れ込みを防止するために、排水枡の天蓋をシートで覆った。加えて、汚染を封じ込めるため、建家内での上水の使用停止、上流側及び下流側の排水管の閉鎖を行った。

5.3 モックアップ試験室建家での除染作業

バックエンド技術部では、過去に汚染拡大防止措置が施されたモックアップ試験室建家を倉庫として使用するため、除染を行うこととした。

当初計画した除染作業においては、過去に発生した汚染の記録に基づき、以下に述べる1回の除染作業ですべての作業を完了する予定であった。

(1) 第1回目の除染作業

除染作業区域を一時的に管理区域に設定し、平成17年12月20日から平成18年2月23日までの期間に、バックエンド技術部廃止措置課員5名と請負作業員17名が、図2に示すA区域、B区域及び埋設配管部の除染作業を実施した。予定の除染対象範囲の汚染はすべて除去した。しかし、図2に示すC区域及びD区域に新たな汚染が発見されたことから、平成18年度に第2回目の除染作業を実施することとした。

(2) 第2回目の除染作業（非管理区域における汚染の発見）

除染作業区域を一時的に管理区域に設定し、平成18年6月12日から平成18年7月11日までの期間に、廃止措置課員5名と請負作業員13名がC区域及びD区域の除染作業を実施した。除染をする過程において、D区域と計算機室の間の壁付近にあった汚染された蒸気配管を撤去するために計算機室の床に穴を開けた。その後、担当課員は、引込溝の内部にも汚染があることを発見し、廃止措置課長に報告した。（このとき発見された引込溝の汚染の程度は、測定状況が異なるので一概に比較できないが、この後、確認される共同溝の汚染と同程度であったと推定される。）

廃止措置課長は、引込溝内部の汚染密度が建家側から共同溝に向かって徐々に低下し、共同溝付近の引込溝ではバックグラウンドレベルであったこと、及び共同溝は引込溝よりも一段高い（約0.2m）位置にあることから、共同溝には汚染がないものと判断し、共同溝内部の汚染検査を実施しなかった。なお、廃止措置課長は、念のため、引込溝と共同溝の境に土嚢を積んだ。

廃止措置課長は、放射線管理第1課長に、引込溝内部に汚染があること、引込溝内部には人が容易に立ち入ることができないこと、及び汚染が引込溝内部のコンクリートに固着しており、飛散、流出の可能性が低いことを伝えた。放射線管理第1課長は、廃止措置課長の上記の説明を受け、その状況が放射線安全上問題ないと考え、放射線管理部長には報告しなかった。

廃止措置課長は、上記の理由により、蒸気配管の撤去及び引込溝内部の除染作業を一括して第3回目として実施することとした。廃止措置課長は、このことをバックエンド技術部長に報告した。

(3) 第3回目の除染作業

除染作業区域を一時的に管理区域に設定し、平成18年10月17日から平成18年11月6日までの期間に、廃止措置課員6名と請負作業員10名が、蒸気配管の撤去及び引込溝内部の除染作業を実施した。予定した蒸気配管の撤去、及び引込溝内部の汚染のうち堆積していたスラッジの除去作業は終了した。しかし、床面及び壁面を除染するためには、相当程度のはつり作業が必要であり、引込溝の強度低下を招くおそれがあった。このため、一定程度はつり作業をした後、除染作業を中断し、モックアップ試験室建家側の壁面及び床面に残存した汚染をコンクリートにより固定化するとともに、引込溝と共同溝の境にコンクリート製の堰（共同溝床面レベルから約0.2mの高さ）を設けて汚染の拡大防止を図った。

廃止措置課長は、バックエンド技術部長に上記の作業結果を報告した。バックエンド技術部長は、封じ込めた箇所の除染作業を第4回目として平成19年度に実施することとした。

6. 環境への影響等

6.1 モックアップ試験室建家周辺の汚染に係る環境への影響及び放射線被ばく

(1) 環境への影響

① 海洋への放出

これまでの調査の結果、以下の理由により、汚染区域からの水の海洋への放出はないと推定される。

- ・ 図3に示したとおり、引込溝及び共同溝の汚染区域は限定されている。
- ・ 汚染区域からの水が流入する可能性のある排水枡には汚染が認められない。
- ・ 排水枡の水は第1排水溝に流入するが、その出口付近で排水中の放射能濃度を監視しており、排水中の濃度限度を超える異常は観測されていない。

② 周辺土壌及び地下水への浸透

今後、引込溝及び共同溝の点検を実施し、ひび割れ等が発見された場合には、周辺土壌及び地下水への影響を調査する。

(2) 放射線被ばく

- ① 今回の汚染状況の調査に従事した者に被ばくはなかった。
- ② 過去の引込溝及び共同溝内部における点検作業等に従事した者の被ばく状況については調査中。

6.2 開発試験室建家周辺の汚染に係る環境への影響及び放射線被ばく

(1) 環境への影響

① 海洋への放出

汚染している排水枡がつながっている第2排水溝の出口付近では、排水中の放射能濃度を監視しており、排水中の濃度限度を超える異常は観測されていない。

② 周辺土壌及び地下水への浸透

今後、排水枡の点検を実施し、ひび割れ等が発見された場合には、周辺土壌及び地下水への影響を調査する。

(2) 放射線被ばく

- ① 今回の汚染状況の調査に従事した者に被ばくはなかった。
- ② 過去の補修作業等の有無及びそれに従事した者の被ばく状況については調査中。

7. 除染作業の分析

モックアップ試験室建家内における除染作業は完了し、建家内には汚染が残っていない。また、第3回目の引込溝の除染作業においては、除染しきれなかった汚染部が残っている。このことから、告発にある「ピット内に放射能がいまだに放置されている」との指摘が、この第3回目の除染作業を指していると考えられる。以下、第3回目の除染作業について分析する。

第3回目の除染作業に当たっては、除染作業区域を一時的に管理区域に設定し、平成18年10月17日から平成18年11月6日までの期間に、廃止措置課員6名と請負作業員10名が、蒸気配管の撤去及び引込溝内部の除染作業を実施した。予定した蒸気配管の撤去、及び引込溝内部の汚染のうち堆積していたスラッジの除去作業は終了した。しかし、床面及び壁面を除染するためには、相当程度のはつり作業が必要であり、引込溝の強度低下を招くおそれがあった。このため、一定程度はつり作業をした後、除染作業を中断し、モックアップ試験室建家側の壁面及び床面に残存した汚染をコンクリートにより固定

化するとともに、引込溝と共同溝の境にコンクリート製の堰（共同溝床面レベルから約0.2mの高さ）を設けて汚染の拡大防止を図った。

放射線管理第1課長は、封じ込めた箇所表面密度及び線量当量率が、保安規則に定める管理区域解除の要件を満たしていることを確認した。

廃止措置課長は、バックエンド技術部長に上記の作業結果を報告した。バックエンド技術部長は、封じ込めた箇所の除染作業を第4回目として平成19年度に実施することとした。

このように、残存した汚染部は外部に漏えいしないよう適切に処置され、かつ、平成19年度には再度除染することを計画していたことから、告発において指摘された「ピット内に放射能がいまだに放置されている」との事実はない。

8. 原因調査状況

8.1 モックアップ試験室建家周辺の汚染に係る調査

8.1.1 引込溝及び共同溝が汚染した原因の調査

モックアップ試験室建家東側の引込溝及び共同溝の汚染に関し、汚染源となった建家及び汚染発生の状況について調査した。

(1) 引込溝及び共同溝の汚染源となった建家

図3に示すとおり、汚染は引込溝及び共同溝の一部に限定されており、その汚染区域につながる建家は、モックアップ試験室建家のみであることから、汚染源はモックアップ試験室建家と特定した。

(2) モックアップ試験室建家における汚染発生の状況

これまでの文献等の調査の結果、汚染発生の原因と考えられる過去のトラブルとして、再処理試験装置からの硝酸ウラニル溶液の微量な溢流による被ばく（昭和36年5月20日発生）、再処理試験装置配管フランジ損傷による硝酸ウラニル溶液の漏えい（昭和36年7月14日発生）、ウラン濃縮装置周辺の床面汚染（昭和39年度発生）、ウラン濃縮装置からの塩化ウラニル溶液の漏えい（昭和41年3月14日発生）があったことを確認した。

汚染発生の原因については、トラブル以外の事象も含め、さらに調査を進める。

8.1.2 引込溝の汚染発見時の対応

第2回目の除染作業において、引込溝内部に汚染が発見された。

廃止措置課長は、引込溝内部は人が容易に立ち入ることができず、汚染が引込溝内部に閉じ込められていることから、第3回目の作業で除染作業を行えばよいと考え、蒸気配管の撤去及び引込溝内部の除染

作業を一括して実施することとした。

廃止措置課長は、引込溝内部の汚染密度が建家側から共同溝に向かって徐々に低下し、共同溝付近の引込溝ではバックグラウンドレベルであったこと、及び共同溝は引込溝よりも一段高い位置にあることから、共同溝には汚染がないものと判断し、共同溝内部の汚染検査を実施しなかった。

廃止措置課長は、引込溝内部に汚染が発見されたことをバックエンド技術部長及び放射線管理第1課長に報告した。

バックエンド技術部長、廃止措置課長及び放射線管理第1課長は、引込溝で発見された汚染が過去の漏えいの痕跡であることが明らかであったことから、異常事象と認識しなかった。

8.1.3 引込溝での汚染発見時の不適切な対応の原因調査

第2回目の除染作業における引込溝内部での汚染の発見は、非管理区域における汚染の発見であった。しかし、バックエンド技術部長、廃止措置課長及び放射線管理第1課長は、引込溝で発見された汚染が過去の漏えいの痕跡であることが明らかであったことから、異常事象と認識しなかった。

このため、非管理区域における汚染の発見が、核燃料取扱主任者及び放射線管理部長に伝わらず、国への報告も行われなかった。

この不適切な対応の主な原因として、以下の要因が考えられる。

(1) 汚染に対する異常意識の低下

引込溝で発見された汚染が過去の漏えいの痕跡であることが明らかであったことから、異常事象と認識しなかった。

廃止措置課は、汚染の発見とその除染を日常的業務としている。このため、汚染の発見や処置に慣れ、汚染があっても異常であるとの認識が薄れていた。

(2) 法令の認識不足

非管理区域において核燃料物質が漏えいしたときは、法令報告事象に該当する。しかし、今回の汚染は、過去の漏えいの痕跡であることが明らかであったことから、バックエンド技術部長及び廃止措置課長は、異常事象との認識がなく、報告しなかった。過去の非管理区域への漏えいであっても法令報告をしなければならないことが明確に認識されていなかった。

放射線管理第1課長は「保安規則」において、放射線作業に関する助言を行うことが規定されている。しかし、放射線管理第1課長は、過去

の非管理区域への漏えいであっても法令報告をしなければならないとの認識がなく、適切な助言ができなかった。

(3) 作業要領の内容の不備

モックアップ試験室建家の除染作業要領には、「非管理区域において核燃料物質が漏えいしていた痕跡（汚染）」を発見した場合の対応が定められていなかった。

これらのことから、引込溝で発見された汚染が法令報告事象に該当するとは思わずなかった。

不適切な対応の原因については、さらに調査を進める。

8.2 開発試験室建家周辺の汚染に係る原因調査

8.2.1 排水枡等が汚染した原因の調査

排水枡等の汚染に関し、汚染源及び汚染発生の状況について調査した。

(1) 排水枡及び配水管の汚染源

汚染が発見された排水枡及び排水管は開発試験室建家にのみ接続されていたこと、汚染核種はトリウム及びその壊変系列核種であること、及びトリウムが水均質臨界実験装置で使用されていたことから、汚染源は、同装置が設置されていた開発試験室建家であると特定した。

(2) 開発試験室建家における汚染発生の状況

これまでの文献等の調査の結果、汚染発生の原因と考えられるトリウムを用いた実験に係るトラブルとして、水均質炉室における酸化トリウム粉末の飛散による床汚染（昭和35年7月発生）、汚染排水系統廃液槽からの廃液の雨水排水溝への流出（昭和35年10月発生）、水均質臨界実験装置室における酸化トリウム取出作業時の空気汚染（昭和36年10月発生）があったことを確認した。

汚染発生の原因については、トラブル以外の事象も含め、さらに調査を進める。

8.2.2 開発試験室建家周辺の汚染発見時の対応

昭和63年2月及び平成13年10月、既に撤去された水均質臨界実験装置の残存する汚染状況を調査した際に、排水枡2箇所から汚染を確認した。特別な措置は講じなかった。

汚染発見時の対応については、さらに調査を進める。

8.2.3 排水枡等の汚染発見時の不適切な対応の原因調査

同じ排水枡の汚染に対して、昭和63年2月及び平成13年10月の

2度確認されたが、いずれも何ら処置が取られなかった。さらに、非管理区域における汚染の発見時に求められる国への報告も行われなかった。

非管理区域において核燃料物質が漏えいしたときは、法令報告事象に該当する。しかし、今回の汚染は、過去の漏えいの痕跡であることが明らかであったことから、VHTRCの施設管理者等は、異常事象との認識がなく、報告しなかった。過去の非管理区域への漏えいであっても法令報告をしなければならないことが明確に認識されていなかった。

この不適切な対応の主な原因として、以下の要因が考えられる。

(1) 異常に対する誤認

汚染の状況を認知したVHTRCの施設管理者等は、一般排水管路に汚染があってもそれが閉じ込められていれば異常ではない、汚染があった配管はホット排水管であると誤認した。

(2) 法令の認識不足

非管理区域において核燃料物質が漏えいしたときは、法令報告事象に該当する。しかし、今回の汚染は、過去の漏えいの痕跡であることが明らかであったことから、VHTRCの施設管理者等は、異常事象との認識がなく、報告しなかった。過去の非管理区域への漏えいであっても法令報告をしなければならないことが明確に認識されていなかった。

異常についての誤認及び同じ不適切な対応が繰り返されたことの原因については、さらに調査を進める。

9. 原因

9.1 モックアップ試験室建家周辺の汚染に係る原因

9.1.1 引込溝及び共同溝が汚染した原因

「8. 原因調査状況」に示したとおり調査中であり、後日報告する。

9.1.2 引込溝での汚染発見時の不適切な対応の原因

「8. 原因調査状況」に示したとおり調査中であり、後日報告する。

9.2 開発試験室建家周辺の汚染に係る原因

9.2.1 排水柵等が汚染した原因

「8. 原因調査状況」に示したとおり調査中であり、後日報告する。

9.2.2 排水柵等の汚染発見時の不適切な対応の原因

「8. 原因調査状況」に示したとおり調査中であり、後日報告する。

10. 対策

10.1 対策本部等の設置

(1) 目的

引込溝及び共同溝で発見された汚染、並びに排水柵で発見された汚染は、いずれも数十年前に発生した核燃料物質の漏えいの痕跡であった。これらの状況を踏まえて、原子炉施設及び核燃料物質使用施設等を対象に、事故・故障に係る未報告事例、許認可手続き及び国・県への報告手続きの不備等に係る点検調査を実施し、必要な処置及び対策を検討する。

(2) 実施体制

① 安全確認調査・対策本部

理事長は、安全確認調査・対策本部（本部長：安全担当理事）を設置した。

② 原子力科学研究所安全確認点検調査委員会

所長は、原子力科学研究所に安全確認点検調査委員会（委員長は、副所長とし、委員の中には、原子力科学研究所外の職員を含む。）を設置した。

調査の結果、必要な処置及び対策については、外部の有識者により評価を受ける。

安全確認点検調査委員会は、安全確認調査・対策本部の指揮の下に、引き続きモックアップ試験室建家周辺の汚染及び開発試験室建家周辺の汚染に係る原因調査を行うとともに、下記の調査を行う。

(イ) 事故・故障等に係る未報告事例

(ロ) 許認可手続き及び国・県への報告手続きの不備（(イ)を除く）

(ハ) 国・県への報告に係るデータ改ざん

(ニ) 埋もれている事故・故障等の未報告事例

(ホ) 法に基づき国に報告すべき事故・故障等に発展する可能性のある事象

(イ)～(ハ)については、法令・保安規定に定める記録によって調査を行う。なお、直近に実施した同様の調査の結果については活用できる。また、(ニ)、(ホ)については、職員等へのアンケート及び聞き取りにより調査を行う。

(3) 国への報告

調査の結果、法令報告もれ事象が確認されたときの国への報告は、取りまとめたうえで、本報告の一環として報告する。なお、緊急に処

置が必要となる事象については、直ちに報告する。

10.2 汚染の除去

今回発見された汚染については、以下の処置を速やかに行う。

(1) 引込溝及び共同溝の汚染の除去

引込溝及び共同溝の汚染した箇所は、除染されるまでの間、一時的に管理区域として管理する。除染作業に当たっては、作業者の安全、汚染拡大の防止等に努める。

(2) 排水枡等の汚染の処置

現在、汚染部の封じ込め処置を講じている。今後の処置については検討中。

10.3 不適切な対応の再発防止対策

不適切な対応の再発防止対策については検討中。

以上

- 図 1 独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所 敷地図
- 図 2 モックアップ試験室建家汚染除去の状況
- 図 3 モックアップ試験室建家及び共同溝に係る汚染の状況
- 図 4 開発試験室建家周辺の排水枡に係る汚染の状況

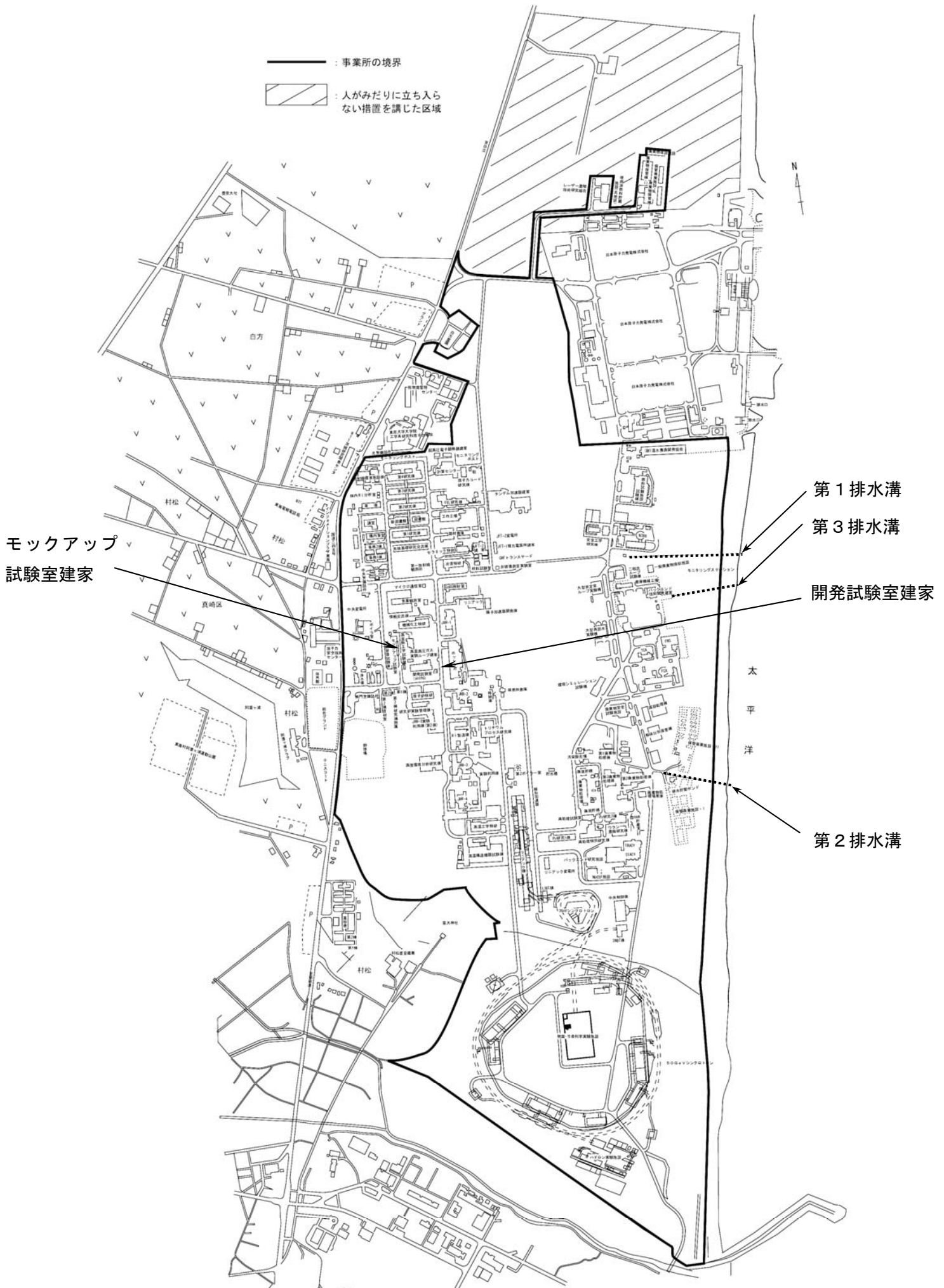


図1 独立行政法人 日本原子力研究開発機構 東海研究開発センター 原子力科学研究所 敷地図

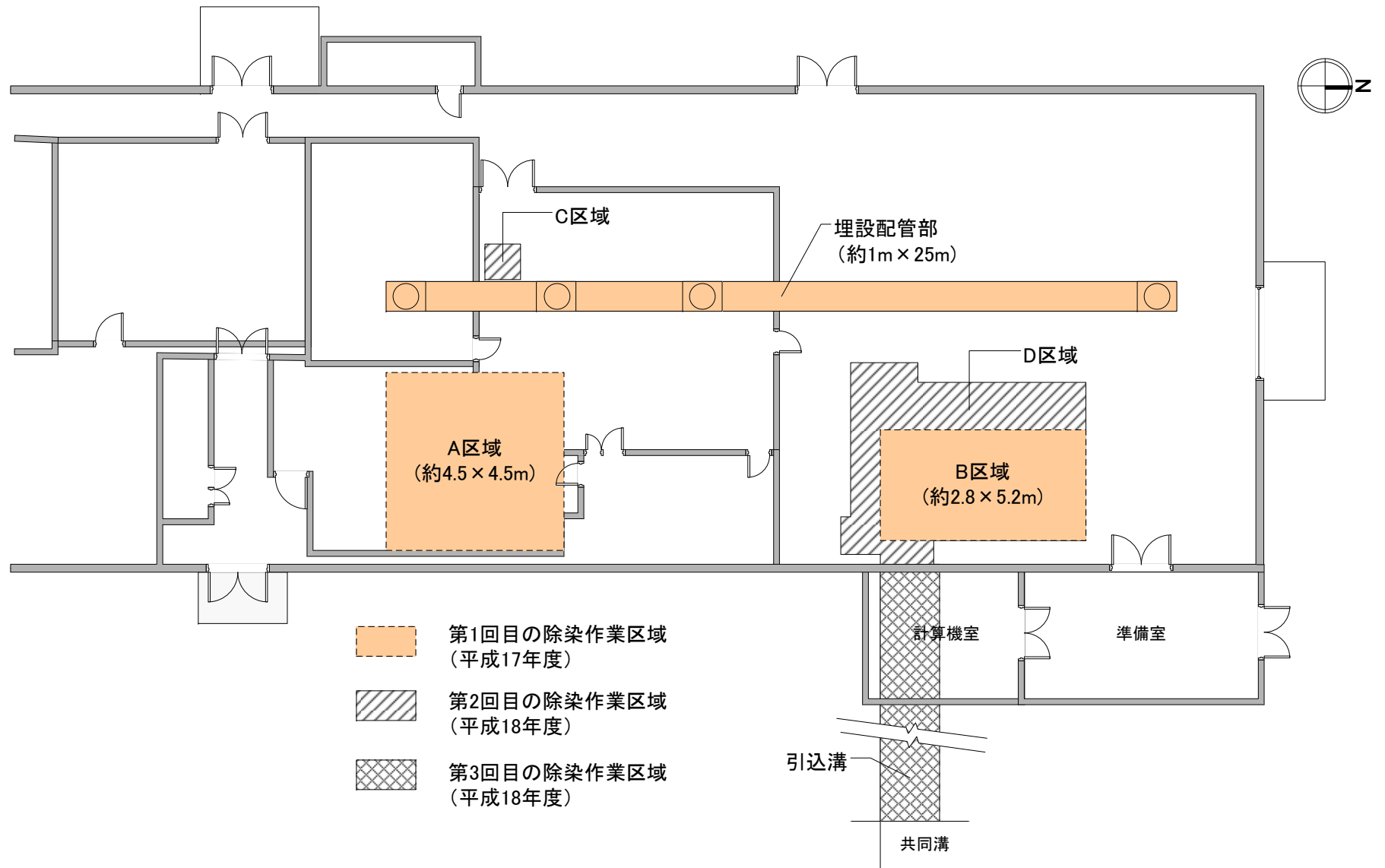


図2 モックアップ試験室建家汚染除去の状況

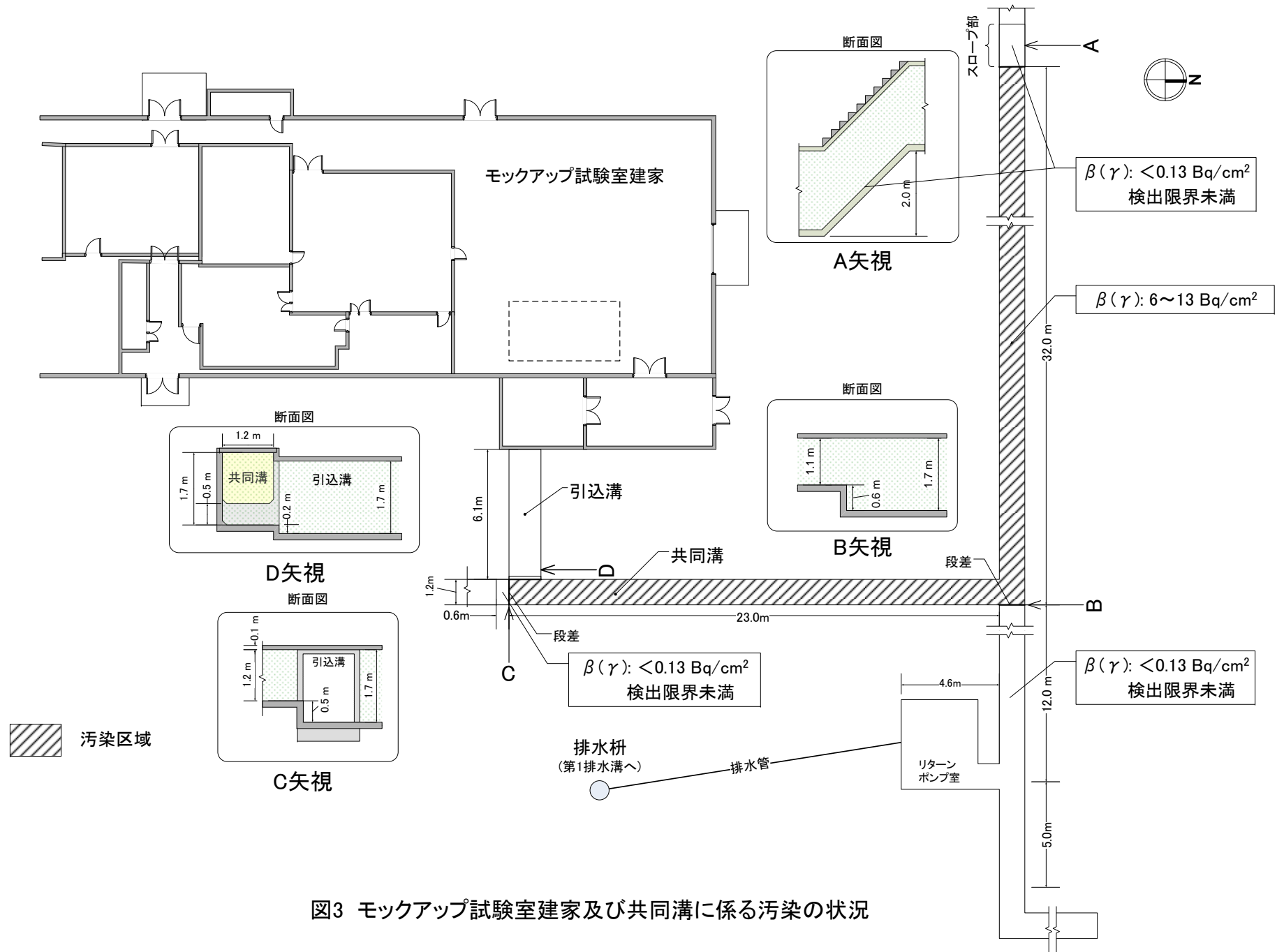


図3 モックアップ試験室建家及び共同溝に係る汚染の状況

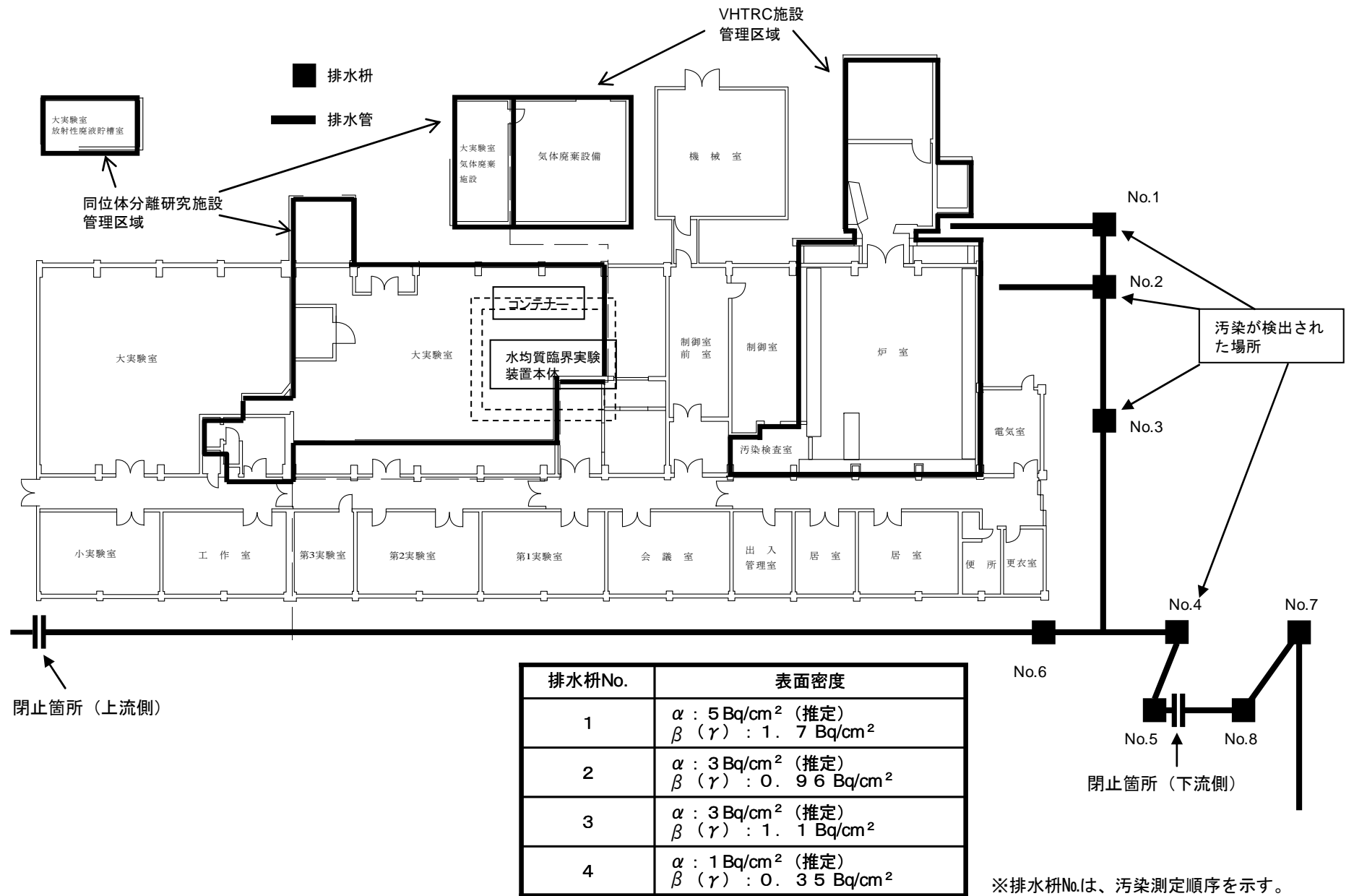


図4 開発試験室建家周辺の排水柵に係る汚染の状況